○三股町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

|  |
| --- |
| (平成29年9月29日告示第63号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 改正 | 平成30年7月31日告示第34号 |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条　法第115条の45の5第1項の規定による申請をしようとする者は、三股町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(指定事業者の指定)

第3条　町長は、前条に規定する申請があったときは、法第115条の45の5第2項の規定に基づき、法施行規則第140条の63の6の規定により町長が定める基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）に準ずるものとし、当該基準に基づき指定の適否を審査し、指定することを決定したときは、三股町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定通知書（様式第2号）により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、みまたんデイサービス事業の指定事業者の指定に係る町長が定める基準は、別表第2のとおりとする。

3　法施行規則第140条の63の7の規定による指定事業者の指定の期間は、6年とする。

(指定の拒否)

第4条　前条第1項に規定する指定事業者の指定については、当該事業者を指定することにより、町における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、これを行わないことができる。

(変更の届出等)

第5条　第3条第1項の規定により指定を受けた事業者は、申請事項に変更があったときは、変更届出書（様式第3号）により、事業を廃止、休止又は再開するときは、廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、それぞれ町長に届け出るものとする。

(指定の更新の届出)

第6条　法第115条の45の6の規定による更新の申請をしようとする者は、三股町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第5号）に別表第3に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(事業者情報の公表及び提供)

第7条　町長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

(1)　事業所の名称及び所在地

(2)　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

(3)　指定年月日

(4)　事業開始年月日

(5)　運営規程

(6)　介護保険事業所番号

(7)　前各号に掲げるもののほか町長が適当と認める事項

(委任)

第8条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附　則

(施行期日)

この告示は、公表の日から施行し、平成29年3月1日から適用する。

附　則(平成30年7月31日告示第34号)

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

１訪問型サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 申請様式 | 添付書類 |
| 総合事業訪問介護 | 三股町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）訪問型サービス事業所の指定に係る記入事項（付表1） | （1）申請者の登記事項証明書（2）従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（3）サービスの提供責任者の経歴（4）事業所の平面図（5）運営規程（6）利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（7）申請する事業所の所在地以外の場所で、当該事業所の一部として使用される事務所に係る記載事項（該当する事務所がある場合）（8）法第115条の45の5第2項の規定に該当しないことを誓約する書面 |

2通所型サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 申請様式 | 添付書類 |
| 1総合事業通所介護2みまたんデイサービス3総合事業いきがいデイサービス | 三股町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）通所型サービス事業所の指定に係る記入事項（付表2） | （1）申請者の登記事項証明書（2）従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（3）事業所の平面図（4）運営規程（5）利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（6）法第115条の45の5第2項の規定に該当しないことを誓約する書面 |

別表第2(第3条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 人員に関する基準 | （1）専らその職務に従事する常勤の管理者を1人以上置くこと。ただし、運営に支障がない場合は、当該事業者の他の職務、同一敷地内の他事業等の職務に従事することができる。（2）看護職員又は介護職員を1人以上置くこと。ただし、定員が11人以上の場合は、看護職員を1人以上置かなければならない。（3）利用者が15人以上の場合は、専らその職務に従事する職員を利用する者1人につき0.1人以上（小数点以下切上げ）置くこと。 |
| 設備に関する基準 | （1）利用定員に3㎡を乗じた面積を有する事業の実施に供する部屋を備えること。（2）静養室及び事務室を有すること。（3）消火設備その他の非常災害に必要な設備を備えること。 |
| 運営に関する基準 | （1）個別サービス計画を作成すること。（2）利用者に運営規程等を説明し、同意を得ること。（3）従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うこと。（4）秘密保持及び事故発生時の対応については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）を遵守すること。（5）廃止・休止の届出と便宜の提供を行うこと。 |

別表第3(第6条関係)

1訪問型サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 申請様式 | 添付書類 |
| 総合事業訪問介護 | 三股町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第５号）訪問型サービス事業所の指定に係る記入事項（付表1） | （1）従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（2）サービス提供責任者の経歴（3）法第115条の45の5第2項の規定に該当しないことを誓約する書面 |

2通所型サービス

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 申請様式 | 添付書類 |
| 1総合事業通所介護2みまたんデイサービス3.総合事業いきがいデイサービス | 三股町介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第５号）通所型サービス事業所の指定に係る記入事項（付表2） | （1）従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（2）法第115条の45の5第2項の規定に該当しないことを誓約する書面 |

様式(省略)

[別紙参照]